

憲法を守り、社会保障の拡充で経済再生を

2014.3.26

二宮厚美

はじめに

- ・「2つの解釈改憲＋アベノミクス」は憲法 9・25・27 条の換骨奪胎を意味する
- ・「グローバル競争国家＋復古的国家」主義が安倍政権の異常性を強めている
グローバル競争国家→グローバル化を前提にした財界の競争力強化を至上にする
復古的国家主義→靖国史観派を先頭にした戦争国家化路線
- ・安倍政権の帰結→改憲・亡国・棄民の道 cf.TPP、原発再稼働・輸出、農村破壊 etc.
- ・当面、憲法 9・25・26・27・98 条に乗りだす安倍政権にレッドカードを

<注>

9 条:平和条項 25 条:生存権 26 条:教育権 27 条:労働権 98 条:憲法の最高法規性

[1] 憲法第 25 条の解釈改憲を起点にした安倍・社会保障政策の異常性

1. 安倍政権の社会保障構造改革の枠組み

a. グローバル化のなかの社会保障の持続可能性→消費税と社会保障のリンク
「グローバル化のもとでは消費税しか財源はない」という屁理屈

b. 復古的国家主義と一体になった 19 世紀的救貧思想→自助を基本にした生活
生活の自己責任、家族の相互扶助責任を強調する絶滅種的思想

2. 25 条解釈改憲路線の原因と結果

a. 「社会保障・税一体改革」から生まれる「生存権と社会保障の分離」
最低生活費非課税原則を逸脱した消費税→生存権保障と社会保障の切断
*生存権侵犯の消費税によって生存権を保障することはできない

b. 「人権としての社会保障」から「共助としての社会保障」への理念転換
「自助の共同化」としての「共助」→社会保険分野における保険主義の徹底
「共助」を補完する「公助」→公的福祉の救貧行政化(ワークフェア化)

3. これから社会保障で起ころうとしていること

a. 公助(公費)で補完された保険主義の強化(特に「収支均等の保険原則」の強化)
・収支均等原則にもとづく保険料、自己負担引き上げ
医療・介護保険料引き上げ
70-74 歳の窓口負担 2 割化
介護保険利用者負担の 2 割(年金収入 280 万円以上層)

*

公費投入は高額保険料に耐えられない低所得層を保険の枠内に包摂するため

- ・収支均等原則にもとづく給付制限・削減

急性期医療ベッドの削減

要支援者向け訪問介護・通所介護、予防給付の「保険外し」

要介護度3以下に対する特養ホームからの排除

b. 公費を活用した市場化・分権化路線

「人権原理から市場原理への転換」を媒介する応益負担(受益者負担)主義

子育て新システムが実質的にいきつく保育の市場化路線

アベノミクス第三の矢「成長戦略」が意図する社会サービスの市場化

c. 新自由主義的な「ウェルフェアからワークフェアへの転換」

生活保護と労働市場規制緩和で進行していること

→生存権の限定化と労働権の換骨奪胎 *現代版「働かざる者食うべからず」

[2] 現代日本における社会保障拡充の意義(3点に絞って)

1. 社会保障の拡充をテコにした国民経済再生の道(アベノミクスへの対抗路線)

デフレ不況打開に求められる第一次所得分配、第二次所得再分配の是正
垂直的所得再分配による内需拡充の道

2. 憲法視点に立った財政再建の道(「社会保障・税一体改革」の逆転)

垂直的所得再分配をテコにした資源配分と経済安定効果
「所得税プラス資産税」を基幹税にした税制の再建

3. 貧困・格差社会から生まれる政治現象の根を絶つ(平和的生存権思想の復権)

憲法25条の力で9条を守る思想の大衆化

cf. 貧困のなかで戦争が生まれた戦前、貧困のなかで「橋下主義」が生まれた大阪

おわりに

安倍式「戦後レジームからの脱却」か、国民的「憲法体制のサステナビリティ」か